

## 第三次守谷市総合計画策定の基本方針

(第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む)

### 1 策定の背景と目的

---

本市は、これまで平成23年度に策定した「第二次守谷市総合計画」(平成24年度～令和3年度)に掲げた市の将来都市像の実現に向け、重点的・戦略的なまちづくりを進めてきた。

平成27年度には、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく、守谷市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。),併せて、総合戦略との整合性を図ったまちづくりのため、総合計画後期基本計画を1年間前倒しして策定した。

その後、令和元年度に総合戦略の期間満了を迎えるに当たり、2年間の計画期間延長を行い、次期総合計画の策定時に新たな総合戦略を策定することとした。

これらのことから、令和4年度からスタートする、新たな総合計画・総合戦略を一体的に策定する。

### 2 計画の構成

---

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されており、この構成の中に、総合戦略及びその前段となる人口ビジョンの考え方を盛り込むものとする。

#### (1) 基本構想

基本構想及び基本計画は、守谷市総合計画の策定等に関する条例(H23.12.8公布施行)第2条第1項の規定に基づき、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な方針として、市長が策定する。

総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想は、令和4年度を初年度とした令和13年度までの10年間の将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念と施策の大綱(基本政策)を定める。

#### ①人口見直し

人口動向分析、将来人口の推計と分析により、人口の現状を分析する。さらに、将来展望に必要な調査・分析、目指すべき将来の方向性や住民の希望を実現するための施策の方向性を定め、将来の人口を展望する。

将来の人口展望によって、「人口ビジョン」へ反映させる必要がある場合は、所要の修正を行う。

## ②土地利用

土地利用に関する基本構想，土地の利用目的に応じた区分ごとの方針等について整理する。

なお，本市都市計画マスタープラン（令和2年3月改定）との整合性を考慮して検討する。

現行基本構想では，第二次守谷市国土利用計画を兼ねるための項目を記載したが，現在，茨城県が国土利用計画を策定していないことなどから，次期基本構想においては，当該項目を記載しない。

### （2）基本計画

基本構想で示された市の将来像を実現するための手段である施策を示すもので，計画期間中の課題と方向性を示し，諸施策を総合的に体系化するもの。

前期基本計画の計画期間は，令和4年度から令和8年度の5年間とする。

### （3）総合戦略（重点プロジェクト）

前期基本計画の各施策の取組のうち，将来像の実現や地方創生の視点から，計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項を抽出し，それらを体系化した重点プロジェクトを，「第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

構成は，現行総合戦略を参考としつつ，簡素化・簡略化についての検討を行う。（現行総合戦略の構成）

- ・守谷市総合戦略の戦略分野①～④
- ・戦略分野ごとの展開施策と KPI（重要業績評価指標），取組例

### （4）実施計画

基本計画に基づき，各年度の事業の規模や財源等を明確にした予算編成の指針となるもの。

実施計画は，3年間で計画期間とし，財政状況の変化等を勘案して，毎年見直し（ローリング）を行う。

※現在，実施計画としてのローリングは実施していないが，毎年度の守谷市財政計画の見直しを，これに代わるものと位置付ける。

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
← 基本構想 →									
← 基本計画（前期） →					← 基本計画（後期） →				
← 第2期総合戦略 →					← 第3期総合戦略 →				
← 実施計画※ →									
	← 実施計画※ →								
		← 実施計画※ →							

※毎年度見直し。

### 3 策定手法

---

#### (1) 市の現状・課題の的確な把握

社会経済情勢の現状や国・県・市における関連行政計画の整理・分析，第二次守谷市総合計画（後期基本計画）に掲げた27施策の達成状況の評価等により，今後のまちづくりに向けた全市的な課題を明らかにする。

#### (2) 主要指標の設定

今後のまちづくりの基本資料として，人口フレーム，財政フレーム，その他を推計する。

#### (3) 行政評価との連携

行政評価と連携した計画策定とするため，施策分野ごとの市民満足度や，現状の施策・基本事業評価における課題分析等の反映を重視する。

#### (4) 様々な市民参加

多くの市民から広く意見を聞くことのできる手法を用いる。

- ・市民アンケートの実施（18歳以上，男女，3,000人対象）
- ・高校生等アンケートの実施（守谷高校生，WEB等）
- ・パブリックコメントの実施
- ・若い世代の団体（JC等）との意見交換の検討

### 4 策定体制

---

#### (1) 守谷市まち・ひと・しごと創生本部

人口ビジョン及び総合戦略の策定のために設置する。市長を本部長，副市長を副本部長として，庁議構成員及び総務課長，秘書課長，企画課長で組織する。

本部には，副市長を幹事長とする守谷市まち・ひと・しごと創生幹事会の外，必要に応じて，専門部会を置く。

#### (2) 守谷市総合計画等定委員会

副市長を委員長，総務部長を副委員長として，委員には，教育長，各部長及び市長の指定する者で組織。

また，次長職・課長職で組織する7分野の専門部会を置き，分野別に基本計画を検討する。

さらに，専門部会の補助機関としてワーキングチームを置く。

#### (3) 守谷市総合計画審議会

条例に基づき設置される附属機関。市長の諮問に基づき，総合計画，総合戦略等について，審議し，答申を行う。

団体の代表者，知識経験者，市民で構成（17名以内）。

#### (4) 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

本部長（市長）が定める設置要綱に基づき設置している組織。総合戦略の策定及び推進に関する事項外について審議する。

産業，教育機関，金融機関，労働団体，メディア，行政機関関係者，市民で構成（12名以内）。

##### 【策定体系（全体図）】

